

【宋紀十】 起闕逢敦牂，盡著雍閹茂，凡五年。

■は南宋、●は北魏、(続国訳漢文大成・經子史部 第8巻 007P)

世祖孝武皇帝上孝建元年（甲午，454年）

■春，正月，己亥（1日）朔，上は南郊に祀して，改元し，大赦す。

■甲辰（6日），尚書令の何尚之を以て左光祿大夫、護軍將軍と為し，左衛將軍の顏竣を以て吏部尚書と為し，驍騎將軍を領せしむ。

■壬戌（24日），更に孝建の四銖錢を鑄す。

●乙丑（27日），魏は侍中の伊弼を以て司空と為す。

■丙寅（28日），皇子の子業を立てて太子と為す。(8-008p)

【劉義宣と臧質の反乱】

■「江州刺史臧質と荊州刺史の南郡王義宣の専制」初め，江州（尋陽郡）刺史の臧質は，自ら謂うに，人才は一世の英雄と為すに足ると。太子の劭之亂には，質は潜かに異なる圖有り，荊州刺史の南郡王の義宣が暗を庸して制する易きを以て，外は相い推奉して，因りて而して之を覆さんと欲す。質は義宣に於いて内兄（武敬皇后の甥で年は義宣より年長）^{なり}為り，既に江陵に至りて（兵を起こして魯爽と江陵に至る、前巻），即ち名を稱して義宣を拜す。義宣は驚愕して故を問ひ，質は曰く、

「(国家多) 事中に宜しく然るべし。」

時に義宣は已に帝を奉じて主と為し，故に其の計を行わず。（前年五月朔臧質は）新亭に至るに及んで，又た江夏王の義恭を拜し，曰く、

「天下は危に屯し，禮は常日に異なる。」

■「義宣と質は驕恣」劭が既に誅せられ，義宣と質は功皆な第一なり，是に由りて驕り^{ほしいまま}恣にして，事は多く専行し，凡そ求め欲する所は，必ず従わざる無し。義宣は荊州に在ること（文帝の元嘉20年より）十年，財は富み兵は強し。朝廷の下す所の制度，意は同じからざる有れば，一に遵いて承せず。質は建康より江州に之くや，舫は千餘乗，部伍は前後百餘里。帝は方に自ら威權を攬^{らん}（手中に収める）ず，而るに質は少主を以て之を遇し，政刑慶賞は，一に咨稟せず。^{ほしいまま}擅^{ほんこう}に湓口（荊州湘州郢州の集積）、^{こうき}鉤圻（南江の運ぶ）の米を用い，台符は屢々^{けんきつ}檢詰（検査詰問）を加え，漸く猜懼^{さいく}（疑い恐れる）に致る。

■「帝は義宣の諸女に淫して不和」帝は義宣の諸女に淫し，義宣は是に由りて恨み怒る。質は乃ち密かに信（密使）を遣わして義宣を説き，以て為す、

「賞せられざる之功に負い，主を震う之威を挾み，古より能く全くする者幾つか有りや？今萬物（万民）は心を公に^か系け，聲の跡は已に^{あらわ}著る。幾を見て作さざれば，將に它人の先んずる所と為らんとす。若し（建康の北の兖州刺史の）徐遺寶、（建康の西の南豫州刺史の）魯爽に命じて西北の精兵を驅して江上に來たり屯ぜしめ，質は九江の樓船を帥いて公の為に前驅すれば，已に天下之半を得ると為す。公は八州（荊雍梁益湘交廣寧）之衆を以て，^{おもむろ}徐に進み而して之に臨めば，韓（信）、白（起）更に生まると雖も，建康の計を為す能わず矣。且つ少主は徳を失うは，道路に聞く。沈（慶之）、柳（元景）の諸將は，亦た我之故人なり，誰か背て少主の為に力を盡くす者をや？夫れ留まる可からざる者は年也，失う可からざる者は時也。質は常に恐れる^{あえ}湓に朝露に先だち，其の旅力を展べて，公の為に掃除するを得ざることを，時に於いて之に悔いとも何ぞ

及ばんや。」

義宣の腹心の將佐の咨議參軍の蔡超、司馬の竺超民等は咸富貴之望み有り、質の威名に倚りて以て其の業を成さんと欲し、共に義宣に勧めて其の計に従わしむ。質の女は義宣の子の采之婦と為る。(8-009p)義宣は謂えらく質は復た異同無しと、遂に之を許す。超民は、夔(景平元嘉に東陽を守りて功あり)之子也。臧敦は時に黃門侍郎^な為り、帝は敦をして義宣の所に至ら使め、道は尋陽を経て、質は更に敦をして説きて義宣を誘わ令め、義宣の意は遂に定まる。」

■ 〔豫州刺史の魯爽の勸違ひ挙兵〕 豫州(この時代は江淮、移動している)刺史の魯爽は勇力有り、義宣、質は素より之と相い結ぶ。義宣は密かに人をして爽及び兖州刺史の徐遺寶に報ぜ使め、今秋を以て同じく舉兵せんと期す。使者は壽陽(安徽省淮泗道壽縣、現・淮南市壽縣)に至り、爽は方に飲んで酔い、義宣の指^{むね}を失し、即日舉兵す。爽の弟の瑜は建康に在り、之を聞き、逃げて叛す。爽は其の衆をして黃標(黄色の冠の目印)を戴せ使め、法服^{ひそ}を竊かに造り、壇に登り、自ら建平元年と號す。長史の韋處穆、中兵參軍の楊元駒、治中の庾騰之は與に己に同せずと疑い、皆な之を殺す。遺寶は亦た兵を勒して彭城に向かう。

■ 〔義宣は狼狽して挙兵〕 二月、義宣は爽の已に反するを聞き、狼狽して兵を舉げる。魯瑜の弟の弘は質の府佐^な為り、帝は質に敕して之を收めしめ、質は即ち台使を執りて、兵を舉ぐ。

■ 義宣と質は皆な上表し、言はく、

「左右の讒疾する所と為る、君側之惡を誅さんと欲す。」

義宣は爽を進めて征北將軍と號す。爽は是において造る所の輿服を送って江陵に詣り、征北府の戸曹をして義宣等を版(晉宋の制で藩方權宜を以て官を授ける者を版授という)ぜ使めて、文に曰く、

「丞相の劉は、今天子に補す、名は義宣。東騎の臧は、今丞相に補す、名は質。平西の朱、今車騎に補す、名は修之。皆な版到りて奉行す。」

義宣は駭愕^{がいがく}し、爽の送る所の法物を並べて竟陵(湖北省襄陽道鐘祥縣、現・湖北省荊門市鍾祥市)に留め、進むを聽さず。質は魯弘に輔國將軍を加え、下りて大雷(揚子江北岸、安徽省安慶道望江縣、現・安慶市望江縣)に戍せしむ。義宣は咨議參軍の劉謚之を遣わして萬人を將いて弘に就かしめ、司州刺史の魯秀を召して、謚之の後繼と為さ使めんと欲す。秀は江陵に至り義宣に見え、出でて、膺^{むね}を拊^うちて曰く、

「吾が兄は我(續に傳には「大事」に作る)を誤り、乃ち癡人と與に賊を作す、今年敗れん矣！」

■ 〔竟陵王誕は帝を激励〕 義宣は荊、江、兖、豫の四州之力を兼ね、威は遠近を震わす。帝は乘輿法物を奉じて之を迎えんと欲し、竟陵王の誕(揚州刺史)は固く執りて可からずと、曰く、

「奈何して此の座を持ちて人に與えるや！」

乃ち止む。

■ 〔柳元景・王玄謨の義宣討伐軍〕 己卯(12日)、領軍將軍の柳元景を以て撫軍將軍と為す。辛卯(24日)、左衛將軍の王玄謨を以て豫州刺史(魯爽に代えて)と為す。元景に命じて玄謨等諸將を統べ以て義宣を討たしむ。癸巳(26日)、進みて梁山洲(安徽省安慶道和縣の江中の洲、現・馬鞍山市和縣)に據り、兩岸に於いて偃月壘を築き、水陸之を待つ。義宣は都督中外諸軍事を自稱し、僚佐に命じて悉く名を稱せしむ。

● 甲午(27日)、魏主は道壇に詣りて圖某(寇謙之の道教)を受ける。

■ 〔建康側の迎撃態勢の人事〕 丙申(29日)、安北司馬の夏侯祖歡を以て兖州刺史(徐遺寶に代えて)と為す。三月、己亥(2日)、内外は戒嚴す。辛丑(4日)、徐州刺史の蕭思話を以て江州刺史(臧質に代えて)と為し、柳元景を雍州刺史(朱修之に代えて)と為す。(8-010p) 癸卯(6日)、太子の左衛率の龐秀之(蕭思話に代

えて)を以て徐州刺史と為す。

■ 〔雍州刺史の朱修之、益州刺史の劉秀之は帝に就く〕 義宣は檄を州郡に移して、位號を加進し、同じく兵を發さ使む。雍州刺史の朱修之は偽りて之を許し、而して遣使して帝に誠を陳ず。益州刺史の劉秀之は義宣の使者を斬り、中兵參軍の章崧を遣わして萬人を將して江陵(湖北省荊南道江陵県、現・荊州市江陵県)を襲わしむ。

■ 〔劉義宣は江津を發す〕 戊申(11日)、義宣は衆十萬を帥いて江津(湖北省荊南道江陵県、現・荊州市江陵県)を發し、舳艫は數百里。子の惔を以て輔國將軍と為し、左司馬の竺超民を留めて江陵に鎮ぜしむ。朱修之に檄して兵萬人を發して繼ぎ進ま使むるも、修之は從わず。義宣は修之の己に貳(心)あるを知り、乃ち魯秀を以て雍州刺史と為し、萬餘人を將して之を撃たしむ。王玄謨は秀の來たらずを聞きて、喜んで曰く、

「臧質は與^{くみ}し易き耳！」

■ 〔垣護之は義宣に応じず〕 冀州刺史の垣護之の妻は、徐遺寶之姊也、遺寶は護之に邀^{むか}えて同じく反せんとし、護之は從わず、兵を發して之を撃つ。遺寶は兵を遣わして徐州長史の明胤を彭城(既に蕭思話は彭城を離れ明胤が留守居)に襲わしむも、克たず。胤は夏侯祖歡、垣護之と共に遺寶を湖陸において撃ち、遺寶は衆を棄てて城を焚き、魯爽に奔る。

■ 〔義宣は尋陽に至る〕 義宣は尋陽に至り、質を以て前鋒と為して進み、爽は亦た兵を引いて直ちに歷陽(安徽省安慶道和県、現・馬鞍山市和県)に趣き、質と水陸俱に下る。殿中將軍の沈靈賜は百舸を將いて、質の前軍を南陵において破り、軍主の徐慶安等を擒にす。質は梁山に至り、爽は兩岸に陳し、官軍と相い拒む。

■ 夏、四月、戊辰(2日)、後將軍の劉義綦を以て湘州刺史と為す。甲申(18日)、朱修之(順を為すにより)を以て荊州刺史と為す。

■ 〔魯爽は深酒して討たれる〕 上は左軍將軍の薛安都、龍驤將軍の南陽の宗越等を遣わして歷陽を戍せしめ、魯爽の前鋒の楊胡興等と戦い、之を斬る。爽は進む能わず、留まりて大岷(小岷の東、小岷は安徽省安慶道合肥県の東、現・合肥市瑶海区)に軍し、魯瑜をして小岷に屯せ使む。上は復た鎮軍將軍の沈慶之を遣わして江を濟り、諸將を督して爽を討たしむ。爽は食少なく、兵を引いて稍退き、自ら留りて後を斷つ。慶之は薛安都をして輕騎を帥いて之を追わしめ、丙戌(20日)、小岷にて爽に及ぶ。爽は將に戦はんとするも、飲酒して酔い過ぎ、安都は爽を望見し、即ち馬を躍らせて大きく呼び、直ちに往きて之を刺し、手に應じて倒れ、左右の范雙は其の首を斬る。爽の衆は奔散し、瑜も亦た部下の殺す所と為る。遂に壽陽(現・淮南市寿县)に進攻し、之に克つ。徐遺寶は東海(山東省などか)に奔り、東海の人は之を殺す。

■ 李延壽は論じて曰く、「凶人の之れ其の身を濟^なすは、世の亂るるに非ざれば由莫し焉。魯爽は亂世之情を以て、而して之れを平日に行い、其の敗るるを取る也宜^{むべ}なるかな哉！」

■ 〔魯爽の首を義宣に届ける〕 南郡王の義宣は鵲頭(安徽省蕪湖道銅陵県、現・銅陵市義安区)に至り、慶之は爽の首を送りて之に示し、并せて書を與えて曰う、

「僕は任(去年盱眙に鎮して兗州豫州を管轄)を一方に荷ない、而して寡^{すさま}は統べる所に生じる。近ごろ聊^{いささ}か輕師(重兵でない)を帥いて、指して往きて翦撲し、軍鋒は裁かに及び、(8-011p)賊の爽は首を授ける。公は情契は異常(義宣の魯爽の情は特別の意)にして、或いは相い見みえんと欲せん、其の識る可くに及んで、指送して相い呈す。」

爽は累世の將家(父は軌、祖父は宗之)にして、驍猛(強く猛々しい)にして善く戦い、萬人に敵すると號す。義宣と質とは其の死を聞き、皆な駭懼す。

■ 【柳元景は姑孰に進駐】 柳元景は採石（続は采石、建康の南西、安徽省蕪湖道當塗県、現・馬鞍山市当塗県）に軍す。王玄謨は臧質の衆の盛んなるを以て、遣使して來たりて兵を益すを求め、上は元景をして進みで姑孰（採石の南西、安徽省蕪湖道當塗県、現・馬鞍山市当塗県）に屯ぜしむ。

■ 【太傅の義恭の書、離間策】 太傅の義恭は義宣に書を與えて曰く、

「往時の仲堪（殷仲堪は桓玄に兵を貸して殺された、110 卷隆安二年）は、兵を靈寶（桓玄）に假して尋²ぎて其の族を害す（111 卷三年）。孝伯（王恭の字、110 卷晉の安帝隆安二年）は誠を牢之に推し、踵を旋して而して敗れる。臧質は少きときに美行無く、弟の具^{つぶさ}に悉くす所。今西楚之強力に藉^{かこつ}けて、其の私を濟^なすを圖る。凶謀は若し果たせば、復た恐らくは池中の物に非ざらん也。」

義宣は此に由りて之を疑う。

■ 【質の梁山孤立の計は採用せず】 五月，甲辰（8 日），義宣は蕪湖に至る，質は計を進めて曰く、

「今萬人を以て南州（梁山の後鎮）を取りて、則ち梁山を中絶（孤立）すべし。萬人を梁山に綴^{とじ}れば、則ち玄謨は必らず敢えて動かず。下官は中流に棹を鼓し、直ちに石頭に趣かん、此くは上策也。」

義宣は將に之に従わんとす。劉湛之は密かに義宣に言つて曰く、

「質は前驅を求めるも、此の志は測り難し。鋭を盡くして梁山を攻めるに如かず、事は克ちて然る後に長驅（して石頭をめざす）せば、此くは萬安之計也。」

義宣は乃ち止む。

■ 【梁山の西壘は守られず】 冗從僕射の鬍子反等は梁山の西壘を守り、西南の風急なるに會い（東壘の兵は逆風に救い難し）、質は其の將の尹周之を遣わして西壘を攻めしむ。子反は方に東岸に渡りて玄謨に就きて事を計らんとするも、之を聞き、馳せて歸る。周之は壘を攻めること甚だ急なり、偏將の劉季之は水軍を帥いて殊死して戦い、玄謨に救いを求めるも、玄謨は遣わさず。大司馬の參軍の崔勳之は固く争い、乃ち勳之と積弩將軍の垣詢之を遣わして之を救わしむ。此に至り、城は已に陷ち、勳之、詢之は皆な戦死す。詢之は、護之の弟也。子反等は奔りて東岸に還る。質は又た其の將の龐法起を遣わして數千の兵を將いて南浦に趣かしめ、玄謨を後より掩^{おそ}わんと欲し、游擊將軍の垣護之は水軍を引いて與に戦い、之を破る。

■ 【朱修之は魯秀を深追いせず】 朱修之は馬鞍山（続は湖北省襄陽道襄陽県にありと、同名の山は諸処にあり）の道を斷ち、險に據りて自ら守る。魯秀は之を攻めるも克たず、屢々修之の敗る所と為り、乃ち江陵に還り、修之は兵を引いて之を躡^おう。或は修之に急迫するを勧め、修之は曰く、

「魯秀は、驍將也。窮した獸は則ち攫^{つか}む、迫る可からざる也。」（胡三省は兵をよく知ると賞賛す）

【梁山の決戦で義宣敗退】

■ 【垣護之と柳元景との梁山儀兵の計略】 王玄謨は垣護之を使わして柳元景に急を告げて曰わしむ、

「西城は守られず、唯だ東城の萬人を餘すのみ。賊軍は數倍にして、強弱は敵わず。退いて姑孰に還り、節下に就いて協力して之に當たり、更に進んで取らんを議せんと欲す。」

元景は許さず、曰く、

「賊の勢いは方に盛んなり、先ず退く可からず、(8-012p) 吾は當に甲を卷きて之に赴かん。」

護之は曰く、

「賊は南州には三萬人有ると謂い、而るに將軍の麾下^{おも}は裁かに十分之一、若し往きて賊壘^{いた}に造れば、則ち虛實を露わさん矣。王豫州は必ず來たる可からず、兵を分けて之を援くに如かず。」

元景曰く、

「善し！」

乃ち羸^{ろい}（余）弱を留めて自ら守らしめ、悉く精兵を遣わして玄謨を助け、多く旗幟を張らしむ。梁山は之を望むに數萬人の如し、皆な以て建康の兵は悉く至れりと為し、衆心は乃ち安ず。

質は自ら東城を攻めるを請う。咨議參軍の顏樂之は義宣に説いて曰く、

「質が若し復た東城に克てば、則ち大功は盡く之に歸す矣。宜しく麾下を遣わして自ら行くべし。」

義宣は乃ち劉謩之を遣わして質と俱に進ましむ。

■ 梁山にて義宣大敗北 甲寅（18日）、義宣は梁山に至り、兵を西岸に頓し、質と劉謩之は進みて東城を攻める。玄謨は諸軍を督して大戦し、薛安都は突騎を帥いて先ず其の陳之東南を衝きて、之を陷^おとし、謩之の首を斬り、劉季之、宗越は又た其の西北を陷とし、質等の兵は大敗す。垣護之は江中の舟艦を焼き、煙と焰は水を覆い、延べて西岸に及び、營壘は殆んど盡くす。諸軍は勢いに乗りて之を攻め、義宣の兵も亦た潰える。義宣は單舸^{ほうそう}にて迸走し、戸（艦戸）を閉じて而して泣き、荊州人の之に隨う者は猶ほ百餘舸なり。質は義宣^{まみ}に見えて事を計らんと欲し、而るに義宣は已に去る。質は為す所を知らず、亦た走り、其の衆は皆な降り散す。己未（23日）、嚴を解く。

■ 癸亥（27日）、吳興太守の劉延孫を以て尚書右僕射と為す。

● 六月，丙寅（1日）、魏主は陰山に如く。

■ 臧質は武昌の水草に隠れて撃たれる 臧質は尋陽に至り、府舎を焚燒して、妓妾を載せて西に走る。嬖人^{へいじん}（宦官）の何文敬をして餘兵を領し前に居らしめ、西陽（湖北省江漢道、現・黃岡市、武漢の南東）に致る。西陽太守の魯方平は文敬^{あざむ}を給いて曰く、

「詔書には唯だ元惡を捕え、餘は問う所無しとす。之を逃げるに如かず。」

文敬は衆を棄てて亡げ去る。質は先に妹の夫の羊沖を以て武昌郡（武帝太康元年に江夏を改名、現・武漢市江夏区）と為し、質は往きて之に投ぜんとす。沖は已に郡丞の胡庇之の殺す所と為り、質は歸る所無く、乃ち南湖（湖北省江漢道武昌縣、現・現・武漢市江夏区）に逃げる。蓮の實を掇^とりては之を啖^{くら}い、追兵が至るや、荷（蓮の葉）を以て頭を覆い、自ら水に沈み、其の鼻を出す。

■ 鄭俱兒は望見して臧質を射て、一族誅殺 戊辰（3日）、軍主の鄭俱兒は望見し、之を射て、心に中たり、兵刃は亂れ至り、腸と胃は水草が縈^{へいじん}み、斬首して建康に送り、子孫は皆な市に棄て、並びに其の黨の豫章太守の樂安の任蒼之、臨川内史の劉懷之、鄱陽太守の杜仲儒を誅す。仲儒は、驥（元嘉中の青州刺史）之兄子也。功臣の柳元景等は封賞して各々差有り。

■ 劉義宣の最後 丞相の義宣は走りて江夏に至り、巴陵に軍（韋崧の兵）有るを聞き、回りて江陵に向かい、衆は散つて且つ盡き、左右十許りの人と徙走し、脚を痛めて前する能わず、民の露車を僦^{やと}いて自ら載り、緣道に食を求む。江陵（現・荊州市江陵縣）の郭外に至り、人を遣わして竺超民に報じ、超民は羽儀兵衆を具して之を迎える。時に荊州の帶甲は尚ほ萬餘人、左右の翟靈寶は義宣^{いまし}を誠めて將佐を撫慰し、以てせ使む、

「臧質は指授之宜に違え、用って利を失うに致る。(8-013p) 今兵を治め甲を繕い、更に後圖を為さん。昔漢の高（祖）は百敗するも、終に大業を成す！」

而して義宣は靈寶之言を忘れ、誤って云う、

「項羽は千敗す」

衆は咸な口を掩う（笑う）。魯秀、竺超民等は猶ほ餘兵を収めて更に一決を圖さんと欲す。而して義宣は昏沮^{こんそ}（意気消沈）し復た神守無く、内に入りて復た出でず、左右の腹心^{ようやく}は稍稍に離叛す。魯秀は北に走り、義宣は自立する能わず、秀の去るに隨わんと欲し、乃ち息悒^{そくとう}（子）を攜^{たずさ}え及び愛する所の妾五人に男子の服を

著けて相い随う。城内は擾亂す。白刃は交わり横になり、**義宣**は懼れ、馬から墜ち、遂に歩き進む、**竺超民**は送りて城外に至り、更に馬を以て之に與え、歸りて而して城を守る。**義宣**は**秀**を求めて得ず、左右は盡く之を棄て、夜、復た南郡の空廨（南郡の太守役所は江陵郊外にあり）に還る。旦（翌）日、**超民**は収めて刺奸（督察奸吏）に送る。**義宣**は獄戸に止まり、地に坐して歎じて曰く、
「**臧質**の老奴は我を誤てり！」

始め五妾と俱に獄に入り、五妾は尋ぎて遣り出され、**義宣**は號泣し、獄吏に語りて曰く、
「常日は苦に非ず、今日分別して始めて是れ苦なり。」

魯秀は衆散り、去る能わず、還りて江陵に向かい、城の上の人は之を射ち、**秀**は水に赴きて死し、就きて其の首を取る。

■ 〔荆、江、揚州の分割検討〕 右僕射の**劉延孫**に詔して荆、江の二州をして、枉（曲）直を旌別せしめ、就きて誅賞を行わしむ。且つ二州之地を分割し、更に新州を置くを議す。

■ 初め、晉氏の南遷するや、揚州を以て京畿と為し、谷帛（穀物布帛）の資する所皆な焉に出でる。荆、江を以て重鎮と為し、甲兵の聚まる所盡く焉に在り、常に大將をして之に居ら使む。三州の戸口は、江南之半ばに居りて、上は其の強大を惡み、故に之を分けんと欲す。

■ 〔強大な荊州を分割して郢州を置く〕 癸未（18日）、揚州の浙東五郡（會稽・東陽・永嘉・臨海・新安）を分けて東揚州を置き、會稽に治す。荆、湘、江、豫州之八郡（荊州の江夏・竟陵・隨・武陵・天門、湘州の巴陵、江州の武昌、豫州の西陵）を分けて郢州を置き、江夏に治す。南蠻校尉（府は方城にあり油口以東は屯當相接す）を罷じ、其の營を建康に遷す。太傅の**義恭**は郢州をして巴陵に治せ使めんと議して、尚書令の**何尚之**は曰く、

「夏口は荆、江之中に在り、正に沔口に對し、雍、梁に通接し、實に津の要（交通の要衝）と為す。由來舊鎮にして、根基は易わらず、既に見城有り、浦は大きく舫を容れ、是に於いて便と為す。」

上は之に従う。既に而して荆、揚は此くに因りて虚耗し、**尚之**は復た二州を合するを請うも、上は許さず。

■ 〔帝室の強盛、臣下の権力を望まず、竺超民の兄弟を許す〕 戊子（23日）、錄尚書事を省く。上は宗室の強盛を惡み、權の臣下に在るを欲さず。太傅の**義恭**は其の指を知り、(8-014p) 故に之を省くを請う。上は王公、八座（五曹尚書・二僕射・一令）をして荊州刺史の**朱修之**に書を與え使め、

「丞相の**義宣**をして自ら計を為さ令めよ。」

書は未だ達せずして、庚寅（25日）、**修之**は江陵に入り、**義宣**を殺し、并せて其の子十六人、及び同黨の**竺超民**、從事中郎の**蔡超**、咨議參軍の**顔樂之**等を誅す。**超民**の兄弟は應に誅に従わんとし、**何尚之**は上言す、

「賊は既に遁走し、一夫は擒となる可し。若し**超民**が反覆して利に昧まば、即ち當に之を取るべし、唯だ愆（あやま）ちを免ずるに非ず、亦た不義之賞を要す可し。而るに**超民**は曾て此の意無く、微かに過ちを觀て仁を知るに足る。且つ官の為に城府を保全し、謹んで庫藏を守り、端坐して縛を待つ。今戮して兄弟に及べば、則ち其の餘の逆黨と異なる無し、事に於いて重しと為す。」

上は乃ち之を原す。

■ **秋、七月**，丙申（1日）朔，日に之ち食有り。

● 庚子（5日）、魏の皇子の**弘**は生まれ、辛丑（6日）、大赦して、興光と改元す。

■ 丙辰（21日）、大赦す。

● **八月**，甲戌（10日）、魏の趙王の**深**は卒す。

●乙亥（11日）、魏主は平城に還る。（この年夏に陰山に行く）

●冬、十一月、戊戌（5日）、魏主は中山に如き、遂に信都に如く。十二月、丙子（14日）、還り、靈丘（山西省雁門道靈邱県、現・大同市靈丘県）に幸し、温泉宮に至る。庚辰（18日）、平城に還る。

世祖孝武皇帝上孝建二年（乙未、455年）

●春、正月、魏の車騎大將軍の樂平王の拔に罪有り、死を賜わる。

■〔沈慶之は老を請う〕鎮北大將軍、南兗州刺史の沈慶之は老を請う。二月、丙寅（5日）、以て左光祿大夫、開府儀同三司と為す。慶之は固く譲り、表疏（書き連ねる）して數十を上げ、又た面して自ら陳じ、乃ち稽顙（^{けいそう}跪いて拝する）泣涕（^{ていりゅう}）に致る。上は奪う能わず、始興公を以て第に就くを聞き（許す）、厚く給奉を加える。之の頃（しばらくして）、上は復た慶之を用いんと欲し、何尚之をして往きて之を起こさ使む。尚之は累（^{しきり}）に上の意を陳じ、慶之は笑って曰く、

「沈公は、何公が往きて而して復た返るに效（^{なま}）わず。（126 卷元嘉 28 年にあり）」

尚之は慚く而して止む。辛巳（20日）、尚書右僕射の劉延孫を以て南兗州刺史と為す。

■夏、五月、戊戌（8日）、湘州刺史の劉遵考を以て尚書右僕射と為す。

●六月、壬戌（2日）、魏は改元して太安とす。

■甲子（4日）、大赦す。

●甲申（24日）、魏主は平城に還る。（行き先不明）

■秋、七月、癸巳（4日）、皇弟の休祐を立てて山陽王と為し、休茂を海陵王と為し、休業を鄱陽王と為す。

●丙辰（27日）、魏主は河西に如く。

■〔武昌王の渾の戯れを看過せず〕雍州刺史（朱修之は江陵に行き、柳元景は建康に留まり、渾を任命）の武昌王の渾は左右と檄文を作り、自ら楚王と號し、改元して永光とし、百官を備え置き、(8-015p)以て戲笑と為す。長史の王翼之は其の手跡を封呈す。

■八月、庚申（1日）、渾を廢して庶人と為し、始安郡に徙す。上は員外散騎侍郎の東海の戴明寶を遣わして渾を詰責し、因って逼って自殺せ令む、時に年十七。

●丁亥（28日）、魏主は平城に還る。

■〔宋は初めて備樂を設ける〕詔して郊に廟を祀り、初めて備樂を設け、前殿中曹郎の荀萬秋之議に従う也。（続の注・晋氏が南渡するや草創にして二郊に樂無し。宗廟には登歌あるも二舞無し。苻堅を淝水の戦いで破って樂工を得て初めて金石の樂有り。文帝元嘉22年南郊に初めて登歌を置き、これを備樂という。能く雅樂を備えず、魏晋以来の世俗の樂のみで、順帝の昇明2年王僧虔の、朝廷の禮樂多く舊典に違うとは蓋しこの類を差す）

■〔王侯を削り弱めんとす〕上は王侯を削り弱めんと欲す。冬、十月、己未（1日）、江夏王の義恭、竟陵王の誕は王、侯の車服、器用、樂舞制度を裁損するに、凡そ九事を奏す。上は因りて有司に諷（遠回しに言う）し増廣して二十四條と為すと奏せしめ、

「聽事には南に向かいて坐すを得ず、帳を施す。劍は鹿盧（^{ろくろ}）の形（古の長劍の首は玉を以て井の鹿盧形を作る）を為すを得ず。内史、相及び封内の官長は止だ下官と稱し、臣と稱すを得ず、官を罷ずるは則ち復た追敬せざらん。」

とす。詔して可とす。

●庚午（12日）、魏は遼西王の**常英**を以て太宰と為す。

■壬午（24日）、太傅の**義恭**を以て揚州刺史を領せしめ、竟陵王の**誕**を司空と為し、南徐州刺史を領せしめ、建平王の**寵**を尚書令と為す。

■**〔氏王楊元和を征虜將軍となし、楊頭を輔國將軍〕**是の歲、故の氏王の**楊保宗**の子の**元和**を以て征虜將軍と為し、**楊頭**を輔國將軍と為す。**頭**は、**文德**之從祖兄也。**元和**は楊氏の正統と雖も、朝廷は其の年の幼く才弱きを以て、未だ位號を正さず、部落は定主無く、**頭**は先に葭蘆に戍し（元嘉27年）、母妻子弟は並んで魏の執る所と為り（元嘉20年）、而して**頭**は宋の為に堅守して貳心無し。雍州刺史の**王玄謨**は上言す、
「**頭**を以て假節、西秦州刺史と為し、其の衆の安じて輯めて用いるを請う。俟ちて數年之後、**元和**は稍々長じ、故業を嗣が使めん。若し**元和**の才用いるに稱わざれば、便ち應に**頭**に歸すべく、**頭**は能く漢川を藩扞し、虜患無から使め、彼の四千戸の荒州は殆ど惜しむに足らず。若し葭蘆を守らずば、漢川も亦た立つ理は無し。」

上は従わず。

世祖孝武皇帝上孝建三年（丙申、公元456年）

■**春、正月**、庚寅（4日）、皇弟の**休范**を立てて順陽王と為し、**休若**を巴陵王と為す。

■戊戌（12日）、皇子の**子尚**を立てて西陽王と為す。

■壬子（26日）、右衛將軍の**何瑒**の女を納めて太子の妃と為す。**瑒**は、**澄**之曾孫也。

■甲寅（28日）、大赦す。

●**〔馮文明皇后立后〕**乙卯（29日）、魏は貴人の**馮氏**を立てて**皇后**と為す。**后**は、遼西郡公の**朗**（**馮朗**は北燕から魏に降るは122卷文帝元嘉九年12月432年にあり）之女也。**朗**は秦、雍二州刺史と為り、事に坐して誅せられ、**后**は是に由りて宮に没入さる。（8-016p）

●**二月**、丁巳（1日）、**魏主**は子の**弘**を立てて皇太子と為し、先ず其の母の**李貴人**をして付託する所の兄弟に條記し、然る後に故事に依りて死を賜わ使む。（北魏は皇太子の母親を殺すきまりにしていた）

■**〔典簽の由縁〕**甲子（8日）、廣州刺史の**宗慤**を以て豫州刺史と為す。故事には、府州の部内の事を論じるに、皆な簽前に論ずる所之事を直ちに敘（順序立てて述べる）べ、**典簽**（**典簽**=亦稱**典簽帥**或**簽帥**、主帥。南北朝時期的劉宋、南齊時置。王府、軍府、州郡屬官、後為南朝地方長官之下典掌機要的官）を置き以てこれを**主**らす。宋の世には諸皇子の方鎮と為る者の多くは幼く、時の主は皆な親近の左右を以て**典簽**を領せしめ、**典簽**の權は稍々重し。是に至り、長じた王は藩に臨み、素族は出てて鎮すと雖も、**典簽**は皆な教命を出納し、其の樞要を執り、刺史は其の職任を專するを得ず。**慤**が豫州（刺史）と為るに及び、臨安（浙江省錢塘道臨安縣、現・杭州市臨安区）の**吳喜**は**典簽**為り。**慤**の刑政の施こす所、**喜**は毎に多く違えて執り、**慤**は大いに怒って、曰く、
「**宗慤**の年は將に六十ならんとし、國の為に命を竭くし、正（一本に止だ）に一州を得るは斗大の如し、復た**典簽**と共に之に臨む能わず！」

喜は稽顙して流血し、乃ち止む。

●丁零の數千家は井陘の山中に匿れ盜を為し、魏の選部（選舉を掌る）尚書の**陸真**と州郡は兵を合わせて之を討滅す。

■**閏月**、戊午（3日）、尚書の左僕射の**劉遵考**を以て丹陽尹と為す。

■癸酉（18日）、鄱陽哀王の休業は卒す。

■〔太傅の義恭は揚州刺史を解く〕太傅の義恭は南兗州刺史の西陽王の子尚が寵有るを以て、將に之を避けんとし、乃ち揚州を辭す。**秋，七月**，義恭の揚州を解く。丙子（21日），子尚を以て揚州刺史と為す。時に熒惑（火星）は南斗（揚州の分なり、故に災禍を厭伏す）を守り、上は西州の舊館を廢し、子尚をして移して東城に治せ使めて以て之を厭う。揚州の別駕從事の沈懷文は曰く、

「天道は變を示し、宜しく之に應じて德を以てすべし。今西州を空しくすると雖も、恐らくは無益也。」従わず。懷文は、懷遠之兄也。

●**八月**，魏の平西將軍の漁陽公の尉眷は伊吾（既に敦煌の李寶が魏に降るも、後に伊吾が背いた）を撃ち、其の城に克ち、大いに獲りて而して還る。

■**九月**，壬戌（10日），丹陽尹の劉遵考を以て尚書右僕射と為す。

●**冬，十月**，甲申（2日），魏主は平城に還る。（目的地不明）

■丙午（24日），太傅の義恭は位を進めて太宰，司徒を領す。

●〔魏の源賀の忠節〕**十一月**，魏は尚書の西平王の源賀を以て冀州刺史と為し、更に隴西王の爵を賜わる。賀は上に言う、

「今北虜は遊魂のごとく（ふらふら）、南寇は險を負み、疆場（境、領土?）之間、猶ほ須く戍を防がん。臣は愚かにも以為へらく、大逆、赤手にして人を殺すに非らざるより、其の盜を賊す及び誤過に坐し應に死に入るべき者は、皆な原有（有罪）し、謫（流して）して邊を守ら使む可し。則ち是れは已斷之體（誅殺されて既に断たれるべき体）は更生之恩を受け、徭役之家は休息之恵を蒙るなり。」

魏の高宗（魏主とするべき）は之に従う。之久しく、群臣に謂って曰く、（8-017p）

「吾は賀の言を用い、一歳にして活きる所少なからず、戍兵を増す亦た多し。卿等の人人賀の如くならば、朕は何をか憂える哉！」

武邑の人の石華は、

「賀は反を謀る」

と告げるに會して、有司は以て聞く、帝は曰く、

「賀は誠を竭して國に事え、朕は卿等の為に之を保つ、此れ無きは明かなり矣。」

命じて精しく訊驗を加えしむ。華は果たして誣（誣告の罪）を引き、帝は之を誅し、因って左右に謂って曰く、

「賀の忠誠を以てしても、猶ほ誣謗を免ぜず、賀に及ばざる者は慎む無かる可けん哉！」

■**十二月**，濮陽太守の姜龍駒、新平太守の楊自倫は吏民を帥いて郡を棄てて魏に奔る。（沈約の志によれば濮陽新平は兗州に属すが治所を載せず、僞郡か）

■〔青、冀二州を歷城に并せる〕上は青、冀二州を移し并せて歷城に鎮すを欲するも、議する者は多く同ぜず。青、冀二州の刺史の垣護之は曰く、

「青州は北に河、濟、又多く陂澤（沢や沼）有り、虜の向かう所に非ず。來たりて寇掠する毎に、必ず歷城に由る。二州の鎮を并すは（青州はもと東陽に治し、冀州は歷城に治すを併せて一鎮とす）、此れ遠く經る之略也。北は又た河に近く、歸順者には易し。近く民患を息め、遠く王威を申ぶ、邊を安ずる之上計也。」是に由りて遂に定む。

■〔貨幣の鑄造問題〕元嘉中、官は四銖錢を鑄て、輪郭、形制は五銖と同じく、費を用いて利無し（同価格）、故に民は鑄を盗まず。上の即位するに及び、又た孝建の四銖を鑄して、形式は薄小にして、輪郭は成

らず。是に於いて盜鑄する者は衆く、雜るに鉛、錫を以てす。古錢を剪鑿し、錢は薄小に轉ず。守宰は禁ず能わず、死免（刑死免職）に坐する者は相繼ぐ。盜鑄は益々甚しく、物價は踴貴（価値を踊り高く）し、朝廷は是を患う。去歳の春、詔して錢の薄小にして輪郭無き者は悉く行うを得ざらしめ、民間は喧しく擾う。是の歲、始興郡公の**沈慶之**は建議し、以て為す、

「宜しく民の鑄錢を聽し、郡縣に錢署を置き、鑄るを楽しむ之家は皆な署内に居らし、其の準式を平らかにして、其の雜偽を去るべし。去る春に禁じる所の新品は、一時施用し、今鑄るは悉く此の格に依るべし。萬に三千を税し、厳しく盜鑄を検じるべし。」

丹陽尹の**顏竣**は之に（反）駁して、以て為す、

「五銖（漢の武帝の五銖錢）の輕重は、漢の世に定まり、魏、晉以降、之を能く改むる莫し。誠に物貨は既に均しく、之を改めるは偽生するを以ての故也。今雲う去る春に禁ずる所は一時は施用せんと。若し鉅（大きい）細總べて行われ而して公鑄に従わずば、己の利は既に深く、情偽は極まり無く、私鑄、剪鑿は盡く禁ず可からず、財華は未だ贍らず、大錢は已に竭き、數歲之間にして、悉く塵土と為る矣。今新たに禁を初めて行い、品式は未だ一ならずも、須臾にして自ら止まり、以て聖慮の垂るるに足らず。唯だ府藏の空匱するは、實に重き憂と為る。今縦え細錢を行えども、官は賦を益す之理無し。百姓贍ると雖も、官の乏しきを解く無し。唯だ費を簡にし華を去り、専ら節儉に在り、贍るを求む之道は、此れより貴しと為す莫き耳。」

議者は又た以て為す、

「銅は轉た得難し、二銖錢を鑄るを欲す。」

竣は曰く、

「議者は以為く官藏は空虛なり、宜しく更に改鑄すべしと。天下に銅少なく、宜しく錢式を減じて以て交々弊を救い、國を賑わし民を舒にすべしと。愚は以為然からずと。今二銖を鑄て、恣に新細を行えば、官に於いて乏しきを解く無く、而して民間には奸巧大きく興り、天下之貨は將に糜碎して盡きるに至らんとす。空嚴は禁を立つとも（続に「宋書」は、空しく嚴禁を立つ）、而して利深（利を求める心深し）は絶ち難く、一二年ならずして、其の弊は復た救う可からず。民は大錢之改まるに懲りて、兼ねて近日の新禁を畏れ、市井之間、必ず紛擾を生ず。遠利は未だ開かず、切患（近くの患害、遠利に対する言葉）は猥に及び、富商は志を得て、貧民は困窘し、此れ皆な甚だ可からざる者也。」（貨幣の価値を下げると混乱するとの意見）乃ち止む。

● 〔定州刺史の許宗之は帝を欺いて斬られる〕 魏の定州（直隸省保定道定県に治す、現・河北省定州市）刺史の高陽の**許宗之**は求取（索取、追求爭取）するに節せずして、深澤（定州博陵郡に属す県、直隸省保定道深澤県、現・石家庄市深澤県）の民の**馬超**は**宗之**を謗毀（けなす）し、**宗之**は**超**を毆殺し、其の家人の狀を告げるを恐れ、

「**超**が朝政を詆訕（あざ笑う）する。」

と上す。魏の**高宗**（魏主とするべき）は曰く、

「此くは必ず妄（でたらめ）也。朕は天下の主と為り、何をか**超**に惡まれて而して此の言有るや！必ず**宗之**は罪を懼れて**超**を誣する。」

驗を案ずるに、果たして然り、**宗之**を都南に於いて斬る。

■ 〔顏竣を叱る顏延之は卒〕 金紫光祿大夫の**顏延之**は卒す。**延之**の子の**竣**は貴重なり、凡そ資供する所、**延之**は一に受ける所無く、布衣も茅屋も、蕭然として故の如し。常に羸（余り）牛笨（粗末な）車に乗り、**竣**は鹵簿（儀仗の行列、行啓）に逢えば、即ち屏きて道の側に住く。常に**竣**に語りて曰く、

「吾は平生要人を見るを喜ばず、今不幸にして汝を見る！」

竣が宅を起こし、延之は謂って曰く、

「善く之を為せ、後人をして汝の拙なきを笑わ令む無かれ也。」

延之は嘗て早（朝）に竣に詣りて、賓客の門に盈を見、竣は尚ほ未だ起きず、延之は怒りて曰く、

「汝は糞土之中に出で、雲霞之上に昇る。遽に驕傲（驕慢、傲慢）は此くの如し、其れ能く久しき乎！」
竣は父の憂いを丁とし、裁に月を逾えて、起こして右將軍と為り、丹陽尹は故の如し。竣は固辭し、表するに十を上げる。上は許さず、中書舍人の戴明寶を遣わして竣を抱き車に登らせ、載せて郡舎に之かしめ、賜るに布衣一襲を以てし、絮（まわたの刺繍の縁取り）するに彩（続は綵）綸を以てし、主（天子）の衣を遣わして就きて諸を體に衣さしむ。

世祖孝武皇帝上大明元年（丁酉，公元457年）

■春，正月，辛亥（1日）朔，改元し，大赦す。

●壬戌（12日），魏主は崱山に於いて敗す。戊辰（17日），平城に還る。魏は漁陽王の尉眷を以て太尉と為し，尚書事を録せしむ。（8-019p）

■「魏の侵攻と薛安都らの失策、許される」二月，魏人は兗州を寇し，無鹽（東平郡に属す、山東省東臨道東平県、現・泰安市東平県）に向かい，東平太守の南陽の劉胡を敗る。詔して太子の左衛率の薛安都を遣わして騎兵を將い，東陽太守の沈法系をして水軍を將いて，彭城に向いて以て之を禦ぎ，並びて徐州刺史の申坦の節度を受けしむ。至る比に，魏兵は已に去る。是より先，群盜は任城（山東省濟寧道濟寧県、現・濟寧市任城区）の荊榛の中に聚まり，累世患と為り，之を「任榛」と謂う。申坦は軍を回して之を討つを請い，上は之を許す。任榛は之を聞き，皆な逃散す。時に天は早にして，人馬は渴え乏しく，功無くして而して還る。安都、法系は座して白衣にて職を領す。坦は誅するに当たり，群臣は為に請うも，能く得る莫し。沈慶之は市に於いて坦を抱いて哭きて曰く、

「汝は罪無く而して死す。我は市に於いて汝を哭き，行きて當に汝に就くべし矣！」

有司が以て聞き，上は乃ち之を免ず。

●三月，庚申（11日），魏主は松山に於いて敗す。己巳（19日），平城に還る。魏主は其の弟の新成を立てて陽平王と為す。

■「上の奢淫と顔竣の諫言」上は吉に即く（三年の喪が明けて吉服につく）より之後，奢淫にして自ら恣に，興し造る所多し。丹陽尹の顔竣は籙朝の舊臣（上の藩王時に僚佐、郡府朝と同様の晋宋の表現）を以て，數々懇切に諫争するも，回避する所無く，上は浸（水がしみ込む様に、次第に）く悦ばず。竣は自ら謂うに才は時に干（続は幹）たるに足り，恩舊は比する莫く，當に中に居りて永く朝政を執るべしと。而るに陳ずる所の多くは納れられず，上は之を疏んじんと欲すと疑い，乃ち外に出るを求めて以て上意を佔う。夏，六月，丁亥（9日），詔して竣を以て東揚州刺史と為し，竣は始めて大いに懼る。

●癸卯（15日），魏主は陰山に如く。

■「僞郡縣の問題と王玄謨の土斷」雍州の統べる所は多くは僞（仮住まい、晋の南に渡るに、北の集団毎に南に集団になっていた）なる郡縣にして，刺史の王玄謨は上言する、

「僞郡縣は境土に有る無し，新舊は錯亂し，租課は時ならず，皆な土斷（土着のものとして検地）するを請う。」

■「僞郡の柳元景は王玄謨に反発し、帝は慰撫する」秋，七月，辛未（23日），詔して雍州の三郡十六

縣を併せて一郡と為す。郡縣の流民は屬籍（土着の籍に属す）を願わず、

「玄謨は反せんと欲す」

と訛言す。時に柳元景は宗強く、群從（群從兄弟）は多く雍部（柳元景は河東の解出身で南遷して雍部に僑居す）の二千石と為し、聲に乘じ皆な玄謨を討たんと欲す。玄謨は内外を晏然たら令め以て衆の惑いを解き、使いを馳せて啟上し、具に本末を陳ず。上は其の虚なるを知り、主書（中書省の官）の吳喜を遣わして之を撫慰し、且つ報じて曰く、

「七十の老公、反して何をか求めんと欲するや！君臣の^{あいだ}際は、相い保つを以て足り、聊か復た笑いと為し、卿の眉頭を伸ばす耳。」

玄謨は性は嚴にして、未だ嘗て^{みだ}妄りに笑わず、故に上は此れを以て之を戯れとす。

●八月，己亥（21日），魏主は平城に還る。

■〔竟陵王の誕を警戒して左遷する〕 甲辰（27日），司空、南徐州刺史の竟陵王の誕を徙して南兖州刺史と為し、太子の詹事の劉延孫を以て南徐州刺史と為す。初め、高祖は遺詔して、京口は要地にして、(8-020p) 建康を去ること密邇^{みつじ}せるを以て、宗室の近親に非らざるより、之に居するを得ざらしむ。延孫の先は高祖と同源と雖も、而も高祖は彭城に屬し、延孫は莒縣に屬し、從來は昭穆^{しょうぼく}（中国の宗廟での靈位の席次）に序さず。上は既に延孫に命じて京口に鎮ぜしめ、仍って詔して延孫と族を合わせ、諸王をして皆な長幼を序さ使む。

■〔帝の閨門の乱れは民間に流布〕 上は閨門に禮無く、親疏、尊卑^{えら}は擇ばず、民間に流聞して、至らざる所無し。誕は寛にして而も禮有り、又た太子の劼、丞相の義宣を誅するに皆な大功有り、人心は竊かに之に向う。誕は多く才力之士を聚め、精甲の利兵を蓄え、上は是に由りて畏れ而して之を忌み、誕の中に居するを欲せず、出でて京口に鎮せ使む。猶ほ其の逼るを嫌い、更に之を廣陵（南兖州の治所、現・揚州市広陵区）に徙す。延孫を腹心の臣と以てし、故に京口に鎮ぜ使めて以て之を防ぐ。

●魏主は將に東巡せんとし、冬，十月，詔して太宰の常英を遼西の黃山（遼西郡肥如県、直隸省津海道盧龍県、現・秦皇島市盧竜県北部）に於いて行宮を起こさしむ。

■十二月，丁亥（12日），更に順陽王（孝建三年に任命）の休范を以て桂陽王と為す。

世祖孝武皇帝上大明二年（戊戌，公元458年）

●〔魏の禁酒令と監察官増員〕 春，正月，丙午（1日）朔，魏は酒禁を設け、釀^じ（醸造）、酤^こ（売）、飲む者は皆な之を斬る。吉凶之會では、禁を開くを聽^{ゆる}し、程日（期限、続に「魏書」には日程）有り。魏主は土民の多くが酒に因りて斗いに致り及び國政を議すを以て、故に之を禁ずる。内外の候官（道武帝以来の官、監察官）を増置し、諸曹及び州、鎮を伺察し、或は微服して府寺の間に於いて雜亂し、以て百官の過失を求め、有司は窮治し、訊掠^{じんりよう}（尋問）して服を取る。百官の（布帛の長さ）二丈に滿つるを贓^{かく}す者は皆な斬る。又た律七十九章を増す。

●〔魏主は平州から信都を巡回〕 乙卯（10日），魏主は廣寧の溫泉宮に如き、遂に平州（遼西・北平の二郡のみ）を巡る。庚午（25日），黃山宮に至る。二月，丙子（2日），碣石山（現・山東省滨州市無棣県の魯北平原の中に聳え立つ山で第四紀の火山の跡、曹操が『觀滄海』の詩を賦す）に登り、滄海（青海原）を觀る。戊寅（4日），南して信都（現・河北省邢台市信都区）に如き、廣川（直隸省大名道冀県、現・衡水市冀州区、長楽）に於いて畋す。

■乙酉（11日），金紫光祿大夫の褚湛之を以て尚書左僕射と為す。

■丙戌（12日），建平の宣簡王の宏は疾を以て尚書令を解く。三月，丁未（3日），卒す。

【魏の高允の諫言】

●【中書侍郎の高允は諫言】丙辰（12日），魏の高宗（魏主）は平城に還り，太華殿を起す。是の時，給事中の郭善明は，性は傾きて巧み，帝（魏主）を説いて大いに宮室を起こさしむ。中書侍郎の高允は諫めて曰く、

「太祖は始めて都邑を建て，其の營立する所は，必ず農の隙に因り，況んや建國して已に久しく，永安の前殿は以て朝會に足り，西堂、温室は以て宴息するに足り，紫樓は以て臨望するに足る。縦え修廣有るも，亦た宜しく馴致（次第に大きくする）すべく，倉猝（にわかに急ぐ）する可からず。今當に役する所を計るに凡そ二萬人，老弱は供に餉けするは，又た當に之に倍し，期は半年にして畢わる可し。一夫が耕さざれば，或いは之が饑を受け，況んや四萬人の勞費は，勝げて道う可く乎！（8-021p）此れは陛下の宜しく心を留める所也。」

帝は之を納れる。

●【高允の忠諫を帝は常に認める】允は好んで切諫し，朝廷に事の便ぜざるに有れば，允は輒ち見るを求め，帝は常に左右を屏けて以て之を待つ。或いは朝より暮に至り，或いは連日出でず。群臣は其の言ずる所を知る莫し。語りて或いは痛切にして，帝は聞きて忍ばざる所は，左右に命じて扶け出でしめ，然るに終に善く之を遇す。時に事を上して激訐（あばく）を為す者有れば，帝は之を省み，群臣に謂って曰く、
「君、父は一也。父に過ち有れば，子は何をか書を作りて衆中に於て之を諫めずや！而るに私室屏處（人を退けた場所）に於いて諫める者，豈に其の父の惡を外に彰るるを欲せざるに非ざる邪！君に事えるに至るや，何をか獨りに然かざるや！君に得失有れば，面陳する能わず，而して上表し顯かに諫め，以て君之短を彰かにし，己之直を明らかにするを欲すは，此れ豈に忠臣の為す所なる乎！高允の如き者は，乃ち眞の忠臣也。朕に過ち有れば，未だ嘗て面言せずにあらず，朕が聞くに堪えざる所の者有るに至るも，允は皆な避ける所無し。朕は其の過ちを聞（続は知）き而して天下は知らず，忠と謂わざる可き乎！」

●【高允ようやく中書令とす】允の與に同じく征（続は徴）する所の者（122 卷元嘉八年）の游雅等は皆な大官，封侯に至り，部下の吏は刺史、二千石に至る者は亦た數十百人，而して允は郎（中書郎）為るや二十七年官を徙さず。帝は群臣に謂って曰く、

「汝等は朕の左右に在りて弓刀を執ると雖も，徒らに立つ耳，未だ嘗て一言の規正有らず。唯だ朕の喜悅之際を伺いて，官を祈め爵を乞い，今皆な功無く而して王公に至る。允の筆を執りて我が國家を（補）佐するは數十年，益は少なからずと為り，郎為るに過ぎず，汝等は自ら愧じざる乎！」

乃ち允を中書令と拜す。

●【高允の自宅を訪れて驚く】時に魏の百官は祿無く，允は常に諸子をして樵采して以て自ら給さ使む。司徒の陸麗は帝に言つて曰く、

「高允は寵待を蒙ると雖も，而して家は貧しく，妻子は立たず（生計が成り立たず）。」

帝は曰く、

「公何をか先に言わざるや？今朕が之を用うるを見て，乃ち其の貧しきを言う乎！」

即日，允の第に至り，惟だ草屋は數間，布被，縕袍（どてら、貧しい衣服），廚中は鹽菜（塩菜）而して已む。帝は歎息し，帛五百匹，粟千斛を賜り，長子の悦を拜して長樂太守と為す，允は固く辭すも，許さず。帝は允を重んじること，常に呼んで令公と為し而して名いわず。

●【游雅の高允の評価】游雅（?- 461 年、北魏の官僚・学者。字は伯度。小名は黄頭。本貫は広平郡任県。）は常て曰く、

「前史には卓子康（卓茂の字）、劉文饒（劉寛の字）之人と為りを稱す、偏心（喜怒哀樂の激しい）なる者は或いは之を信ぜず。余は**高子**と游處すること四十年、未だ嘗て其の喜愠之色を見ず、乃ち古人の誣いざる為るを知る耳。**高子**は内に文明にして而して外は柔順、其の言は呐呐として口を出す能わず。昔**崔**司徒は嘗て余に謂って云う、『**高生**は才は豊かで博學、一代の佳士にして、乏しき所の者は、矯矯（強い貌）は風節耳。』と。（8-022p）余は亦た以て然りと為す。司徒（崔浩）が罪を得ること、纖微に起こり、詔指臨責するに及び、司徒の聲は嘶き股慄き、殆ど言う能わず。**宗欽**已下は、地に伏して汗を流し、皆な人色無し。**高子**は獨り（125 卷孝文帝元嘉 27 年）事理を敷陳し、是非を申釋し、辭義を清辯し、音韻は高亮。人主は之れが為に容を動かし、聽く者は神聳せざるは無し、此れは矯矯者と謂う所に非ず乎！**宗愛**は方に事（暗殺）を用い、威は四海に振るう。嘗て百官を都坐（魏に都坐大官あり、魏の都坐は唐の朝堂の如し）に召して、王公已下は皆な庭に趨きて望拜し、**高子**は獨り階を升りて長揖（丁寧な敬礼）す。此に由りて之を觀るに、**汲長孺**（漢の武帝時代の人）は以て臥して**衛青**を見る可し、何を禮に抗いて之れ有りや！此れは風節者と謂う所に非ず乎！夫れ人は固に未だ知り易からず。吾は既に之を心に失い、**崔**は又た之を外に漏らし、此れ乃ち**管仲**が働を**鮑叔**に於いて致す所以也。」（管仲曰く「我が生める者は父母、我を知る者は鮑叔なり」と。働をを致すとは、其の己を知ること深きを感動する）

●乙丑（21日）、魏の東平成王の**陸俟**は卒す。

■夏、四月、甲申（11日）、皇子の子綏を立てて安陸王と為す。

■〔帝の權力独占欲〕 帝は權の臣下に在るを欲さず、六月、戊寅（6日）、吏部尚書を分けて二人を置き（人事権ありて權力強きを分割す）、都官尚書（水火盜賊を掌る、後代の刑部尚書）の**謝莊**、度支尚書（隨の民部尚書、唐の戸部尚書）の吳郡の**顧覲**之を以て之と為す。又た五兵尚書（後世の兵部尚書）を省く。

■〔散騎常侍は選望〕 初め、晉の世、散騎常侍は選望（皇帝の選、衆の望）して甚だ重く、侍中と異ならず。其の後職任は閒散とし、人を用いるに漸く輕し。上は其の選を重くせんと欲し、乃ち當時の名士の臨海太守の**孔覲**、司徒長史の**王彧**を用いて之と為す。侍中の**蔡興宗**は人に謂って曰く、

「選曹は要重にして、常侍は閒淡、之を改めるに名を以てして而も實を以てせず、主意が輕重を為さんと欲すと雖も、人心は豈に變わる可けん邪！」

既に而して常侍之選は復た卑しく、選部之貴きは異ならず。**覲**は、**琳之**（桓玄に事える）の孫なり。**彧**は、**謐**の兄の孫なり、**興宗**は、**廓**の子也。

■〔裴子野の人事論〕 **裴子野**は論じて曰く、

「人を官にする之難きは、先王は之を言うに、尚し矣。周禮には、學校において始まり、之を州裡に論じ、諸を六事（周の六卿）に告げ、而して後に王庭に貢ぐ。其の漢家に在りては、州郡は其の機能を積みて、五府は舉げて掾屬と為し、三公は其の得失を參し、尚書は之を天子に奏す。一人之身に於て、閱する所の者は衆く、故に能く官は其の才を得、敗事有るは鮮なし。魏、晉は是を易んじ、失する所弘く多し。夫れ厚貌は深衷、險なること谿壑（深い谷）の如く、（8-023p）言を擇んで行いを觀、猶ほ周か弗るを懼れ、況んや今萬品は千群、俄に一面を折め（一度面会してその才を定める）る乎、庶僚は百位、専ら一司（選部）に於いて斷ずるや、是において囂風（喧しい風）は遂に行なわれ、抑止する可からず。干進して得るに務め、兼ねて詔讀（へつらいけがす）を加える。復た廉恥の風、謹厚の操無し。官は邪なれば國敗れ、紀綱する可からず、假に龍（堯の時の顯官）をして納言（尚書）と作ら使め、舜をして南面に居せ使めんとするも、而も治、平章（平和章明）に致るは、必ず可からず也、況んや後之人を官にする者を哉！**孝武**が曹を分けて兩と為す（吏部に兩

尚書を置く)と雖も、之を周、漢に反す能わず、朝三暮四、其れ庸ぞ愈らん乎！

●丙申（24日）、魏主は松山に敗す。秋，七月，庚午（28日）、河西に如く。

■ 〔南彭城の民の高閹、沙門の曇標の反乱〕 南彭城の民の高閹、沙門の曇標は妖妄を以て相い扇（動）し、殿中將軍の苗允等と與に作亂し、閹を立てて帝と為さんと謀る。事覺われ、甲辰（2日?）、皆な伏して誅し、死者は數十人。是に於いて下詔して諸々の沙門に沙汰し、諸々の條（続は科）の禁を設け、其の誅坐を嚴にす。戒行精苦に非ざるよりは、並んで還俗せ使むる。而るに諸々の尼は多く宮掖に出入して、此の制の竟に行う能わず。

■ 〔中書令の王僧達に死を賜う〕 中書令の王僧達は、幼くして警を聰り文を能くし、而るに跌蕩（物事にこだわらない）にして（常檢に）拘らず。帝は初めて踐祚し、擢（拔擢）して僕射と為し、顔（峻）、劉（延孫）之右に居らしむ。自ら才地（才能門地）を負み、當時は及ぶもの莫く、一二年の間に、即ち宰相を望むと謂う。既に而して護軍に遷り、怏怏として志を得ず、累啟（度々上書）して出るを求める。上は悦ばず、是に由りて稍稍にして下遷し、五歳にして七たび徙り（転任）、再び彈削を被る。僧達は既に恥じ且つ怨み、上る所の表奏は、辭旨抑揚し、又た好んで朝政を非議し、上は已に憤怒を積む。路太后の兄（瓊之は嘗て王氏の門下驕となり、故に僧達はその子を麾す）の子は嘗て僧達に詣り、趨りて其の榻（牛車の踏み台）に上り、僧達は之を舁棄（担ぎ棄てる）せ令む。太后は大いに怒る。固く上に必ず僧達を殺さ令むべしと邀す。會々高閹の反して、上は僧達と閹は通謀すると誣すに因りて、八月，丙戌（15日）、收めて廷尉に付け、死を賜ふ。

■ 〔魏晉は周漢に比べて人材登用が劣る〕 沈約は論じて曰く、

「夫れ君子、小人、類物之通稱なり、道を蹈めば則ち君子と為り、之に違えば則ち小人と為る。是れを以て太公（望）は屠釣（牛を屠殺し渭水に釣りす）に起こりて周の師と為り、傳說（傳説は傳巖の野に築く）は板築を去って殷の相と為り、明かに幽仄（ゆうそく）を揚げ（仄は側。明々として幽隱して側陋に在る賢士を挙げる。書經の堯典より）、唯だ才に是れ與にす。二漢において逮びて、茲の道は未だ革らず。胡廣は累世の農夫なるに、位は公相に致る。黃憲は牛醫之子なるに、名は京師に重し(8-024p)。晩代の分けて二途と為すが若きに非ざる也。魏の武は始めて九品を立て、蓋し以て人才の優劣を論じ、世族の高卑を謂うに非ず。而るに都正（諸州の中正、人材推挙役）の俗士、時に隨いて俯仰し、世資に憑藉し、用って相い陵駕す。此に因りて相い沿い、遂に成法と為る。周、漢之道は、智を以て愚を役し、魏、晉以來、貴を以て賤を役し、士庶之科は、較然として辨有り矣。

■ 〔謝靈運、王僧達も受入れられず〕 裴子野は論じて曰く、

「古の者、德義は尊ぶ可く、負販を擇ぶ無し。苟くも其の人に非ずば、何ぞ世族を取らん！名公の子孫は、還りて布衣の伍に齊し。士庶は分けると雖も、本は華素（華中と素士、榮貴の士と素賤の士）の隔たりは無し。晉有るより以來、其の流れは少々改まるも、草澤の奇士は、猶ほ清途に顯る。降りて季年に及び、専ら閥閱（門閥と閥歴）を限る。是れより三公の子、九棘（九卿）の家に傲り、黃散の孫、令長の室を蔑す。轉た相い驕矜（おごりたかぶる）し、互いに銖兩を争いて、唯だ門戸を論じ、賢能を問わず。謝靈運、王僧達の才華の輕躁なるを以て、其れをして寒宗より生ぜ使むとも、猶ほ將に覆折せん」とす。重ねて其の庇廕を怙むを以て、禍を召くは宜なる哉。

●九月，乙巳（4日）、魏主は平城に還る。

●丙寅（25日）、魏は大赦す。

● 〔魏主は柔然討伐で風雪遭遇〕 冬，十月，甲戌（4日）、魏主は北を巡り、柔然を伐たんと欲し、陰山

に至り、雨雪に會い、魏主は還らんと欲し、太尉の尉眷は曰く、

「今大衆を動かし以て北敵（おどは狄）を威し、都を去って遠からず而して車駕は遽（にわか）に還れば、虜は必ず我に内難有りと疑わん。將士は寒しと雖も、進まざる可からず。」

魏主は之に従い、辛卯（21日）、車輪山（北史に車輪山、山西省雁門道崞県、現・忻州市原平市）に軍す。

■ 「魏は清水、青州に進攻し撃退」 積射將軍（文帝の元嘉9年に疆弩將軍と共に置く）の殷孝祖は清水之東に兩城を築く。魏の鎮西將軍の封敕文は之を攻め、清口（清水が汶水との合流点、山東省東臨道内）の戍主、振威將軍の傅乾愛、拒みて之を破る。孝祖は、羨（殷浩の父）の曾孫也。上は虎賁主の龐孟虬（きょう）の將兵を遣わして清口を救わしめ、青、冀二州刺史の顏師伯は中兵參軍の荀思達を遣わして之を助けしめ、魏兵を沙溝（山東省濟南道長清県、現・濟南市長清区）に敗る。師伯は、峻の族兄也。上は司空參軍の卜天生を遣わして兵を將いて傅乾愛及び中兵參軍の江方興に會いて共に魏兵を撃たしめ、屢々之を破り、魏將の窟瑰公等數人を斬る。

● 「皮豹子の侵入を顏師伯は防ぐ」 十一月、魏の征西將軍の皮豹子等は三萬騎を將して封敕文を助けて青州を寇し、顏師伯は之を禦ぎ、輔國參軍の焦度は豹子を刺し馬から墜とし、其の鎧槊具裝を獲り、手ずから數十人を殺す。度は、本は南安の氏也。

● 「魏主柔然攻略」 魏主は自ら騎十萬、車十五萬兩を將いて柔然を撃ち、大漠を度り、旌旗は千里。柔然の處羅可汗は遠く遁れ、其の別部の烏朱駕頽等は數千落を帥いて魏に降る。魏主は石を刻んで功を紀して而して還る。（8-025p）

■ 「戴法興などの三典簽」 初め、上の江州に在るや、山陰の戴法興、戴明寶、蔡閒を典簽（文書担当）と為す。即位に及び、皆な以て南台（御史台）の侍御史と為し中書通事舍人（晉初に中書舍人通事各一人を置く。江左、舍人通事を通事舍人といひ、奏案を呈するを掌りまた詔命をも掌る）を兼ねしむ。是の歳、三典簽並びに初めの舉兵の密謀に預かるを以て、爵縣男を賜る。閒は已に卒し、追って之に賜う。時に上は親（みづか）ら朝政を覽じ、大臣を任ぜず。而るに腹心の耳目は、委寄する所無きを得ず。法興は頗る古今を知り、素より親しく待せ見る。魯郡の巢尚之は、人士之末なるも、文史を涉獵（しやうりよう、あさり読む）し、上の知る所と為り、亦た以て中書通事舍人と為す。凡そ選授（人選）遷徙（人事異動）誅賞（賞罰）の大處分は、上は皆な法興、尚之と與に參懷す。内外の雜事は、多く明寶に委ねる。三人の權は當時は重く、而して法興、明寶は大いに貨賄を納め、凡そ薦し達す所、言って行ぜざるは無く、天下は輻湊し、門外は市を成し、家産は並びて千金に累す。

■ 「吏部尚書の顧覲之」 吏部尚書の顧覲之は獨り意は法興等に降さず。蔡興宗は覲之と善く、其の風節の太（はなは）だ峻なるを嫌がり、覲之は曰く、

「辛毘（魏の明帝の時の宰相）に言有り、『孫、劉は吾をして三公とならざら使むに過ぎざる耳。』と。」

覲之は常に以為らく、

「人の命を稟けるには定分有り、智力の移す所に非らず、唯だ應に己を恭しくして道を守るべし。而るに闇者は達せず、妄意は僥倖し、徒雅道を虧き、得喪に關わる無し。」

乃ち其の意を以て弟の子の原（南史には愿）に命じて《定命論》を著さしめ以て之を釋す。

令和元年5月2日	翻訳開始	10880 文字
令和2年5月12日	終了	20376 文字 続国史参照開始
令和3年2月9日	修正	22990 文字 現代地名・年表対応
令和3年9月5日	書下し終了	23142 文字